

57—09 P U D T

参加申請と審判請求の却下又は審判請求の取下げ

1. 審判請求の却下

審判請求手続に不備があるときは、審判請求書若しくは審判請求が却下されるが、このような不備のある審判請求に参加申請書が提出されたときは、まず審判長が審判請求書を決定をもって却下する（特 § 133③、実 § 41、意 § 52、商 § 56、§ 68④）か、又は合議体が審判請求を審決をもって却下し（特 § 135、実 § 41、意 § 52、商 § 56、§ 68④）、ついで審判長が参加申請を決定により却下する（特 § 133の2、実 § 41、意 § 52、商 § 56、§ 68④）。

2. 参加許可決定前の審判請求の取下げ

特 § 148、実 § 41、意 § 52、商 § 56、§ 68④による参加の申請があり、参加許可の決定前に審判請求の取下げがあったときは審判は終了する。

3. 参加許可決定後の審判請求の却下又は取下げ

特 § 148①（当事者参加）の参加人は、被参加人がその審判の請求を取り下げた後においても、審判手続を続行することができる（特 § 148②）。一方、特 § 148③（補助参加）の参加人は、審判請求の取下げ時に参加人の地位を失う（→57—05の6.）。

また、審判請求の請求人が請求人適格を満たさず不適法で却下されるべきものであっても、特 § 148①（当事者参加）の参加人が請求人適格を満たすものであれば、そのまま審判手続を続行することができる。

（例）合議体は、請求人の請求を却下し、参加人（特 § 148①の参加人）の請求により、実用新案の登録を無効とする審決をした（昭和54年審判第14725号（実用新案登録1059988号））。

(改訂H27.2)